

三沢高等学校三者協議会要綱

(略称：モスサミット)

私たち青森県立三沢高等学校の生徒、父母、教職員はより良い学校づくりのために、三者が主体的に参加し協力していくことを合意し、その実現のためにこの要綱を定める。また、この要綱はその発展のために必要に応じて改訂できるものとする。

(目 的)

第1条 憲法・教育基本法・子どもの権利条約に則った三沢高等学校のより良い学校づくりをめざし、生徒・父母・教職員が定期的に話し合いをもつための、三者による協議会を設置する。

(名 称)

第2条 この協議会の名称を「三沢高校三者協議会」（略称：モスサミット）とする。以下、協議会と呼ぶ。

(組 織)

第3条 協議会は生徒・父母・教職員の以下の代表によって構成する。必要に応じて、代表者以外の生徒・父母・教職員あるいは地域、同窓会、教育関係者の参加を求める。会は公開とし、代表者以外もオブザーバーとして参加できる。

- (1) 生徒代表9名以下（生徒会正副会長、執行部及び中央委員会から選出された生徒）
- (2) 父母代表7名以下（PTA正副会長、各学年および健全育成・母親・広報委員会の正副委員長から選出された保護者）
- (3) 教職員代表3名以下（校長・教頭・事務長、および主任から選出された教職員）
- (4) 事務局若干名（生徒指導部）

(運 営)

第4条 協議会の運営については、次のように定める。

- (1) 定例協議会は学期に1回開催する。その他、代表から要請のあった場合も開催する。協議会は事務局担当者が招集し、運営する。
- (2) 協議会は学校運営上の決定権は持たないが、生徒・PTA・職員会のそれぞれの機関で話し合っただけの事項を要求・提案でき、この協議会で検討し、各機関はその要求・提案に対して話し合いを持ち回答しなければならない。
- (3) 地域との連携も大切にして進めていく。

(協議事項)

第5条 協議会はより良い学校づくりのために、以下の事項について協議する。

- (1) 学校生活や規則に関すること
- (2) 学習や進路に関すること

- (3) 生徒会活動、クラブ活動、ホームルーム活動に関すること
- (4) 教育環境づくりに関すること
- (5) その他、より良い学校づくりに係ること

(基幹会議への報告)

第6条 協議会で話し合われたことは、その都度、生徒会中央委員会、PTA理事会、職員会議に報告するものとする。必要に応じて、議題として取り上げる。

第7条 協議会は生徒、父母の学校づくりへの参加を高めるよう努める。

(事務局会議)

第8条 協議会の前に生徒会役員、PTA健全育成委員会正副委員長、生徒会顧問からなる事務局会議を開催する。事務局会議では次の事項を協議する。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 協議事項
- (4) その他

(雑 則)

第9条 この要綱を定めるほか、本会の運営について必要な事項は協議会で定める。

附則 この要綱は、2014年 4月 1日から施行する。